道路交通法の一部改正の概要　（令和4年4月27日公布）

全ての年齢層に対する自転車乗車時のヘルメット着用努力義務化　（施行日は公布日から1年以内の政令で定める日）

【努力義務化制定の背景】

- 頭部受傷の自転車事故において、ヘルメット着用による被害低減効果は統計上明らかであり、世代を問わず、ヘルメット着用が望ましい。
- 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメット着用を推奨

○　全ての年齢層に対する自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化

※　努力義務のため、法令に従わなくとも罰則の適用はなし。

新たな交通ルール（特定小型原動機付自転車）　（施行日は公布日から2年以内の政令で定める日）

- 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車に近い交通ルールを新たに定める。

最高速度、車体の大きさ等

- 最高速度：一般的な自転車利用者の速度（時速20km以下）
- 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当

運転することができる者

- 年齢制限（16歳未満の者は運転禁止）、運転免許は不要
- 販売やシェアリング事業を行う者に、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は原動機付自転車に該当し、原付以上の免許が必要
ヘルメット着用も義務

通行場所

- 車道、自転車道、普通自転車専用通行帯

乗車用ヘルメット

- 全ての年齢層で、着用は努力義務

違反者に対する措置

- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象
- 悪質・危険な違反を繰り返す者には講習の受講を命令